

連載 『会社運営に役立つ法制度』

第13回 クラウド電子署名と登記

現在、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために人と人との接触の抑制が求められるなど、ビジネス上でも、従来の行動様式を見直す動きが広まっています。

そのような社会環境のなかで、会社法・商業登記の分野においても、本年5月31日付日本経済新聞朝刊1面記事「取締役会の議事録承認 クラウドで電子署名」で採り上げられていたように、変化した環境にあわせた制度の見直しが進められています。一方、これは技術的な話でもあるため、法律の専門家サイドも含めて新しい選択肢についての理解が十分には広まっていないのではないかと感じます。

そこで、今月号では、商業登記手続において、新たに認められることになった取締役会議事録における電子署名の取扱いについて、ざっくりご紹介いたします。

1. 何ができるようになったのか？

登記申請に添付する取締役会議事録について、認印の押印が認められるケースについては、従来型（ローカル型）のものに加えて、①リモート型、②クラウド型の電子署名も認められることとなりました。

リモート型	クラウド型
利用者がサービス提供事業者のサーバーに自分の署名を設置・保管し、 <u>リモートでログイン</u> した上で当該事業者のサーバ上で <u>利用者自ら</u> 電子署名を行うもの。	<u>サービス提供事業者が</u> 利用者の指示を受けて <u>電子署名を行う</u> もの。

この変更に伴って、商業登記に利用できる電子署名として新たに認められるようになったのは、以下の2社のサービスです。

- ① 「Cybertrust iTrust Signature Certification Authority」(サイバートラスト株式会社)
(クラウドサイン(弁護士ドットコム株式会社)のサービスを利用しているものに限る。)
- ② 「GlobalSign CA 2 for AATL」(GMOグローバルサイン株式会社)
(GMO電子印鑑 Agree (GMOクラウド株式会社)又はWAN-Sign(株式会社ワンビシアークイブズ)のサービスを利用しているものに限る。)

上記のほか、商業登記に利用できる電子署名のサービスについては、法務省のホームページに一覧が掲載されておりますので¹、ご利用をご検討の方はご参照頂ければと思います。

2. いつから変わるのか？

新しい取扱いは、既に開始されています(2020年6月12日(金)～)。

(文責：司法書士・行政書士 小野絵里)

¹ 法務省 HP「商業・法人登記のオンライン申請について」<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

(PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com)

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル5F

TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町1番1号 松永ビル1F

TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F

TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F

TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302
